

市発注工事等における前金払及び部分払制度の活用について

北九州市では、建設工事等における資金調達の円滑化のため、前金払、中間前金払及び出来高に応じた部分払を行っています。

中間前金払に係る認定手続きや部分払に係る検査手続きについては、下記のとおり、国の運用に合わせて、簡素化・迅速化を図っておりますので、建設資材の購入や下請代金の支払いなどの資金調達にあたり、これらの制度をご活用ください。

1. 前金払及び中間前金払について

項目	前金払	中間前金払
対象	契約金額300万円以上	契約金額300万円以上、かつ工期が61日以上
割合	【建設工事】 契約金額の100分の40以内 【工事に係る測量その他の業務】 契約金額の100分の30以内	【建設工事】 契約金額の100分の20以内 【工事に係る測量その他の業務】 対象外
支払時期	契約締結後速やかに	工事が2分の1以上進捗するなど一定の要件を満たした後速やかに ※認定に係る請求手続きが必要

《中間前金払に係る認定関係書類の簡素化》

- (1) 提出書類（中間前金払交付願や認定請求書など）は、押印を不要としています。
- (2) 出来高報告書は、認定事項（工事が2分の1以上進捗するなど）を確認する際、進捗に疑問がある場合のみ提出いただいています。

2. 部分払について

対象	工期が61日以上 of 建設工事 ※工事に係る測量その他の業務は対象外
割合	契約金額の100分の90以内 ※前金払、中間前金払をした部分は控除
支払時期	出来形部分に関する市の検査完了後、請求をいただいた日から14日以内

《部分払に係る出来形検査の簡素化》

中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、出来形部分の検査結果としています。

【問合せ先】

<制度全般に関すること>

技術監理局契約制度課 TEL 582-2545

<部分払の検査に関すること>

技術監理局検査課 TEL 582-2038